

# 「農奴」概念の成立と展開

陳 力 衛

## 1. 日本語から中国語へ入ってきた「農奴」

中国語に農民を描写する語が多く、「農夫、農民、佃農、雇農、貧農」など、みな昔から使われてきたものであるが、「農奴」は逆に新しい言葉で、20世紀以前に使われたことがなかったようだ。試しに、中国で出版された最大規模の『漢語大詞典』を引くと、麦鼎華<sup>1)</sup>による翻訳『欧州十九世紀史』(1902)をその初出とする、

\* 帝国以内農奴之數、殆有四千六百萬、其中半數為帝室之耕夫、此外半數為大地主之耕夫、咸視此農奴為附屬土地之不動產。

ロシアの状況を伝えるこの文に、「農奴」の外に、「帝国」や「不動産」といった日本経由の新漢語も目立つところからみれば、20世紀の初め頃に中国語に入ってきただろうと推測することができる。その翻訳書の出版年は、まさに中国では「広訳日書(日本書籍を広く訳せよ)」と叫ばれる最中の1902年であり、日本留学生だった訳者自身の背景、及び他の訳著などを見れば、この『欧州十九世紀史』が恐らく日本語から訳された著作だと見当がつく。

この線をたどっていくと、果して一年前の1901年に出版された大内暢三訳『欧州十九世紀史』(ハーリー・プラット・ジャッドソン著、東京専門学校

---

1) 麦鼎華の名前は「早稲田学報」第162号(明治41年8月刊、1908)に掲載された卒業生一覧に見られる。彼はさらに『埃及近世史』(上海広智書局印、1902)と『中等教育 倫理学』(上海広智書局印、1906)を翻訳したことがある。

出版部, 明34.6)に当たった。上記の中国語訳に対応する日本語は以下に掲げておく。

\* 帝国内に殆ど四千六百万の農奴を有し, 其中半数は皇室所有地の耕作夫にして他の半数は大地主の耕作夫なりしが, 彼等は動産に非ずして土地に附属する不動産なりと見做され,

これを見ると, 中国語訳は「農奴」という語をそのまま移入しただけでなく, 上の文にある網掛けの語も悉く字面どおり取り入れたことがわかる。ほかに「農奴放釈」をふくめ, 「農奴」関連の語なども, 麦鼎華による翻訳とともに, 中国語のコンテクストに伝播されることになる。

さらに, その線に沿って, 英文の原文を見出すことも可能であろう。実際に, 日本語は英文 *Europe in the Nineteenth Century* 1894, by Harry Pratt Judson から翻訳されたもので, 「Serfage = 農奴の制度, serf = 農奴」などの対訳が行われたわけである。したがって, 「農奴」の日本由来なることが, こうした英語→日本語→中国語という新知識の伝播の流れからも窺えることができよう。

こういった新語・新概念の形成と出現について, 当然いくつかの問題を考えなければならない。まず日本語の「農奴」がどうやって成立したのか, どのような背景のもとで中国語に導入されたのか。そしてこの新生の概念自身が中国語の中でどんな変化をし, しかもどんな「中国的特色」をもたらしてきたのか。さらに突き詰めて言えば, この外来の概念をもって既往の歴史を解釈する際にどういった問題が伴うかを, 注視する必要がある。

## 2. 「農奴」の成立前史

### 2.1 中国における対訳

伝統的な漢籍には, 「奴隸」という語は漢代以降に現れていたが, 「奴」も「隸」も人を区分する名称として先秦時代に存在していた。前者は主人に無償に仕える人身自由のない人をさす。さらに「奴僕」「奴婢」などの

表現も古くから使われてきた。しかし、「農奴」という語が見られず、下記『新唐書』列伝第一百三十四には同じ漢字の字面はあるが、一語にならず、「司農」が官職の一つである。

\* 俄召為合宮尉，擢洛陽令，進司僕少卿，賜司農奴婢十人。

しかし『朝鮮王朝実録』には一語として出ていて、中国語の影響とは関係なく、独自に使っているようだ。

\* 戸曹啓「忠清道扶餘屯田農奴三百名及黃海道長淵屯田農奴八十名，皆納半貢。考其屯田所出之数，……其長淵農奴，仍旧収貢，扶餘農奴除貢。今後豊年不用心勸課守令及監考色掌，農奴収半貢。」命依啓施行，其農奴雖所出数……（『世宗実録』七年（1425）卷二十八夏四月二十四日）

\* ……伝播諸道，則其間為日亦多，遠方儒生，將率其農奴，彙集京師。（『中宗実録』三十四年（1539）卷九十，四月十九日）

ただ、ここで用いられる農奴は、「納貢」もよし、「除貢」もよいから、ロシアのような領主に附属し、買売可能な農奴と異なり、しいて言えば佃農の言い換えのようなものであろう。

一方、外来概念への対訳なら、中国語自身には西洋知識を受け入れるルートがあり、即ち在華宣教師たちがどうやって英文概念を訳したかを見る必要がある。

19世紀の代表的なロブシャイト『英華字典』（1866-1869）には下記のような訳と語釈をしていた。

serf 奴僕

serfdom 為奴僕

slave 奴，奴僕，奴婢；female slaves，女奴；a slave girl，丫頭，丫鬟，婢，妮子；a slave boy，童奴，家生娣；those whose persons have been sold to others are called slaves，売身與人名称為奴僕。

slavery Bondage，当奴之事，為奴者；to sell into salvery，買為奴，販為奴；born in slavery，生而為奴

と、「奴」「奴婢」「奴婢」の訳を当てていたのがほとんどだ。20世紀以降の顔惠慶『英華大辞典』(1908)には、日本語からの「農僕」を入れ、さらに新訳の「田奴」を加えている。

A slave, in some cases the personal property of his master, in others attached to the soil, and transferable along with it, 奴僕, 農僕, 田奴, 随田地之奴僕, 與土地共買売之奴僕

「農奴」という語はないものの、最後の下線部の文による語釈はすでに農奴の性格を説明していた。

19世紀後半において、中国の知識人に最も読まれていた世界史の書物は、おそらく1895年に上海で出版されたイギリス人宣教師ティモシー・リチャード(Timothy Richard 李提摩太)訳『泰西新史攬要』(*History of the Nineteenth Century*)であろう。その書の第19巻「ロシア」の第5節に「釈随夫」とあり<sup>2)</sup>,

\*以務農一業而論, 尤当加意厘剔農民, 庶免受終身之累。然其弊伏於三百年之前(中国明季), 初不知其緣起, 積而至於近世, 遂有農夫四千八百万人以田業為附骨之疽, 畢世莫能自拔, 何其酷歟。

という。訳者はまた中国の佃戸と比較し、ロシアの「随夫, 謂当随田耕種, 不許移居他處也。」と独自の説明を施し、続く原文では、「查泰西各国昔年亦曾有此陋習, 既而廢之, 惟俄国之富家尽視為利之所應得, 雖以歷代之賢君哲後亦苦於措置之無從。」というロシアの現状をふまえ、最終的に、「釈放随夫, 善政也」と評価されている。依拠する英文底本は Robert Mackenzie 著 *The 19th Century: A History* であり、「随夫」が英語 serf と対訳している。この訳し方は、「随田耕種, 不許移居(田につきて耕し, 移住できず)」の意に着目し、確かに中国古来にない概念を表していて、次節に見る日本語の初期の「農隸」訳と同じ趣をもっている。

---

2) 『泰西新史攬要』上海書店, 2002年版, p. 339-342

## 2.2 日本での訳語の変遷

「農奴」がロシアの事象として19世紀の後半から世界で注目されるようになったことから、日本でも明治以降翻訳などで紹介されていた。1879年に出版された漢文体の『万国史記』は世界史概説書として日本だけでなく、中国でも最も読まれた書物の一つと言えよう。その巻十六のロシアの「釈放全国農隸」の箇所、次のように、「農隸」という語を使っていて、「農」に隷属する人の意味で使われていて奴隸売買と同じだと評していた。また、1863年「農隸釈放」後の変化にも触れている。ただ、ここでは「農奴」という語がまだ使われていなかった。

\* 俄国自古多農隸，買賣之不異奴隸，蓋始於一千六百年間，俄帝下令國中凡農民非得地主特許，不得脫傭役。……一千八百六十三年釈放全國佃戶四千萬人，聽其自主，田主不得拘束。國中地佃漸貴，人民皆知力作可貴，無藏蓄金貨者。農隸釈放後二年間所營家屋比前六年間所造其數更多。

その後、1880年に出た千葉文爾編訳『露国沿革史』（丸屋善七、明13.7）に用いられたのが「耕奴」であり、大阪『朝日新聞』（1882年1月5日）にも「耕奴」が使われていた。しかし、その記事はロシアについてではなく、ウィーンでの農奴解放百周年記念を扱っている。

\* 奥地利国にて往時ジョセフ第二世帝の耕奴を解放して不羈の人民たらしめしより今年にて丁度一百年に当れば同国の農民等は百年祭を維也納に於て執行し最早農民は土地に附着したる者にあらざるを祝せんとする由なり

ほかにもさまざまな訳し方があり、たとえば1883年の『近世露国変乱実記』（明16.9）における「賤雇農を解放し」、或いは次の1892年の『国民之友』（第10巻、第141～158号）にある「賤奴」の表現などが見られる。

\*「ウ、ウ、我は何等の薄命なるぞ、向きには此の賤奴が自殺せりを思ひて手づから怨を報ひ甘心すべきよし無くなりしを悲めるに……

さらに1893年の『露国史』(水交社, 明26.6)に至って、「奴隸農」と称するようになり、翌1894年には明治啓蒙思想家たる津田真道は「物不齊論」においてそれを「庄奴」と訳し、「サーバー」という外国語の読みのルビをふった。

\* 奴隸は欧州の古希臘羅馬の時を最多とす、耶蘇教の行はるゝに従ひて、漸次之を保釈せり、唯魯国に<sup>サーバー</sup>莊奴と云ふ者存在せしかども、魯の先帝之を保釈して良民と為したりき、因て目今欧州には奴隸其痕を絶ちたり、北軍遂に勝を制したるに因りて、黒奴平民となり、故に目今奴隸の猶存するもの、南米諸国及亜弗利加のみなりと云ふ。支那には奴なる者あれども、欧米の如く残酷の苦役に任ずる者に非ずと云へり。我国の古亦良賤の別ありたれども、中世以来賤奴の名を聞かず、其無くなりしは果して何の時なりしや詳ならず、但近時迄穢多非人なる者諸国に散在せしかども、明治維新の際悉く積されて平民と為りたり。(『東京学士会院雑誌』第16編ノ1, 明治27年1月28日)

この段落をみると、「奴隸」の変遷史についての認識がすでに相当行き渡っていて、欧州に「奴隸」と、ロシアに「莊奴」と、米国に「黒奴」とそれぞれ使い分けをしているし、中国の「奴」は「欧米の如く残酷の苦役に任ずる者に非ず」と比較しながら、同じく日本には「古亦良賤の別ありたれども、中世以来賤奴の名を聞かず」と元来日本に農奴のないことを説く。「庄奴」付きのルビの読みを「サーバー」としたところからみると、あるいはフランス語の Serve 発音によるかもしれない。

『朝日新聞』1898年10月3日(明治31年)にある「露帝亜歴山の紀念碑」一文に「小農解放」と、1899年の占部百太郎著『近世露西亜』(開拓社, 明32.1)に「隸民制」の言い方があり、翌年有賀長雄の『近時政治史』(東京専門學校文学科第四回第三部講義録, 1900)にも「隸民解放」または「農民解放」の例が見られる。

## 「農奴」概念の成立と展開

ここでついでに当時の対訳辞典における訳語を見てみよう。

- 1872 『AN ENGLISH AND JAPANESE DICTIONARY』(吉田賢輔, 明5)  
serf (農作ニ用ヒラレタル) 奴僕, 奴隸
- 1882 『増補訂正英和字彙』(柴田昌吉・子安峻, 日就社, 明15) serf 奴僕。  
賤奴。傭奴; serfdom 奴僕タル
- 1885 『袖珍英和辞書』(斎藤重治訳, 明18.3) serf 奴隸 (農業ノ)
- 1886 『英和双解字典 (3版)』(ナットル原著・棚橋一郎編, 丸善商社書店,  
明19) serf 奴僕, 賤奴。傭奴, 農僕; serfdom 奴僕タル, 土地ト共  
ニ売買セラルヽ奴隸, 農奴。
- 1888 『和訳字彙: ウェブスター氏新刊大辞書』(イーストレーキ, 棚橋  
一郎訳, 三省堂, 明21.) serf. 奴僕, 農僕; serfdom 奴僕タルㄱ, 土地  
ト共ニ売買セラルヽ奴隸 [往時魯西亜ニ在リタル如キ], 農僕タルㄱ
- 1897 『英和字典』(中沢澄男等編, 大倉書店, 明30.9) 「土地ト共ニ売買  
サルヽ奴僕」
- 1901 『新英和辞典』(和田垣謙三著, 明34.11) serf 農僕。
- 1911 『模範英和辞典』(三省堂, 明治44) Serfage, Serfdom: The condition  
of a serf, 農僕之地位, 奴僕之身分; Serf 土地附属の奴僕, 農僕。

以上の辞典における対訳をみると, 「slave 奴隸」の訳に対して, なるべく区別させようと, serf または Serfdom の訳に, 1872年から1885年の間にまずは「奴僕, 奴隸」と訳し, しかも(農業)と括弧つきで限定される。後に1886年以降「農僕」の訳が出て, 「土地ト共ニ売買セラルヽ奴隸 [往時魯西亜ニ在リタル如キ]」という説明が附していて, 近代農奴の概念的特徴を示している。「農奴」がそもそも現れていなかった。

### 2.3 「農奴」の誕生

『国史大辞典』(吉川弘文館, 1990)では, 「農奴」(河音能平執筆)につい

て、

農奴という語は中国古典語にも、日本古典語にも存在していない。西ヨーロッパ経済史上の *serf*・*serf* (*serve*)・*Leibeigene* を翻訳するにあたって造語された言葉である。明治三十四年(1901)、自由主義政治学者浮田和民が『帝国主義と教育』において、1861年のロシアの *Освобождении крестьян* を「農奴の制の廃止」と表現したのが「農奴」という訳語の早い例である。ただしロシア語の直訳としては「農民解放」であるべきであるが、当時のロシアにおいてはすべての農民が身分的に西ヨーロッパ中世の農奴的隷属のもとにあったので、内容的には問題はない。したがってこれは先駆的訳業であるが、経済史上の訳語としては定着しなかった。十九世紀末以降、西洋経済史研究が始められるなかで、明治四十一年、北村松之助はその著書『西洋史新辞典』においてこれを「地面つき役夫」と訳している。しかし大正六年(1917)に権田保之助が K. Bücher の *Die Entstehung der Volkswirtschaft* を『経済的文明史論』と題して翻訳刊行した際には *Leibeigene* を「農奴」と訳しており、この造語翻訳語は一九一〇年前後に学術用語として成立して急速に普及したものと推定される。

とあり、「農奴」という訳語の成立を概観し、思想家、政治学者、法学博士浮田和民によって訳出されたものと結論づけている。あらためてその出典例を確認してみると、

\* 一千八百六十一年、露国は一片の勅令を<sup>のうど</sup>発して農奴の制を廃し、無数の貴族をして世襲財産たりし<sup>のうどしやうけん</sup>農奴使用権を失はしめたり。(『帝国主義と教育』民友社、明34.9)

のように、「農奴」「農奴の制」ともに使われていたことがわかる。

だが、実際に、この例をもって浮田和民の訳語創出と見なすにはなお検討する余地がありそうである。前出したように、少なくともその本の出版



も、20世紀にまたがる時期にすでに使われていた可能性が高いだろうと推測できる。

『早稲田大学百年史』によれば、「経済学史」は明治二十三年に設けられ、当初井上辰九郎が担任している。井上は明治三十年に退き、浮田和民、内田銀蔵を経て、明治三十五年以後和田垣謙三、大正三年からは塩沢が「経済学説」として引継ぐ。ただし、明治四十三～四十五年の間は和田垣・塩沢の併立であったという<sup>5)</sup>。

この「井上は明治三十年に退き」という記述を信じるならば、逆にGoogleのテキストの明治二十八年も理に適っていると言えよう。となると、国会図書館デジタルコレクションの版はより前のものとなるはずであろう。その出版年の信憑性も同時に疑わしくなる。

いずれにせよ、「農奴」という語は浮田和民によって創られたという説は成り立たないものである。単にその「農奴」の字面だけを求めるならば、2.1節でみた『朝鮮王朝実録』のほかに、下記のように江戸文学の代表作の一つ『南総里見八犬伝』第八輯巻の五第八十三回(1832)にも見ることができる。

たはた いで のうをとこら かのむらさめ いねかり  
\*田園に出たる農奴們的。那驟雨に稲刈あへず

ただし、ルビの「のうをとこら」で示されたように、意味的にはむしろ農民そのものを指している。15～16世紀の朝鮮漢文に使われているものと似ている。そして明治26年6月に博文館による活字本『南総里見八犬伝』も出版されているから広く読まれているだろう。

したがって、中国語の古典には「農奴」という語がない。逆に朝鮮漢文や江戸小説に意味のある字面として使われていた。ただし、それが直接19世紀末の日本語の訳語としての成立に影響したかどうかは定かではな

---

5) 『早稲田大学百年史』  
(ネット公開 <https://www.waseda.jp/culture/archives/holdings/database/100yrs/>)

い。

周知の通り、近代の英華字典が日本に伝わっており、「serf 奴僕」の対訳なども初期の英和辞書に見られるようになるが、日本語では後に「農僕」を多用して対訳させている。そのため、「農隸、耕奴、賤雇農、賤奴、奴隸農、庄奴、小農、隸民、農僕」など、日本語における訳語が多岐にわたって、伝統的な「奴隸」と区別させようとする意図が感じられる。20世紀前後、「農奴」の出た後に、ようやく統一される傾向になる。

近代の在華宣教師は serf を「随夫」と訳すのも、充分にこの意味をくみ取った翻訳であったが、中国では20世紀に入ってから日本語訳「農奴」の流入によって、徐々にその姿を消してしまった。

### 3. 『共産党宣言』の翻訳と概念の伝播

「農奴制」とは、「奴隸制」より一歩進んだ生産様式だとされており、封建社会における領主が自分の領地の農奴を搾取するために確立した経済システムを指している。このシステムでは、数人の領主が、土地、山、森、草原、河川、農奴の一部など、生産手段のほとんどを所有している。農奴は領主の土地を耕作し、あらゆる労役を務め、ほとんどの生産物を領主に納める。「農奴」の基本的な特徴は、土地に結び付けられており、土地の所有者に依存しなければならなかったのである。15世紀以降、農奴制はあらゆる種類の制限を徐々に緩和し、イギリスでは14世紀末までにはほぼ解消された。17世紀以降、ヨーロッパ諸国も段階的にこの制度を廃止し、1789年にフランスは貴族を廃止し農奴を解放するための法令を可決した。前述の「朝日新聞」（1882年1月5日）の記事のように、オーストリアもすでに農奴解放100周年を経ていた。

ヨーロッパでは、ロシアは最も遅れて「農奴制」を廃止した国で、1861年、皇帝アレキサンダⅡ世は農奴制を廃止するための法令に署名し、農奴は法的に自由になり、動産および不動産を所有する権利を有することを規

定した。ロシアはこのようにして労働力を解放し、産業と国防に人的資源の安定提供を確保した。

アメリカ合衆国における奴隷廃止運動は、ヨーロッパの封建的な農奴制の崩壊の影響を受けて1830年代初頭に北部で始まり、植民地時代と独立闘争の早い段階で、フランクリン、ジェファーソンなどは奴隷制度の廃止を提案した。アメリカが独立した後、北部州は相次いで黒人奴隷制度を廃止した。しかし南部の州は、綿生産の急速な発展により、奴隷制が逆に成長を続けた。リンカーンによって1862年9月22日に公布された「解放宣言」(The Emancipation Proclamation)は、事実上ロシアの農奴解放に呼応する動きとなったのであろう。

この世界的な流れの中で、「農奴」「農奴制」という言葉は社会史、経済史においてしばしば登場するようになる。マルクスの『共産党宣言』(1848)の翻訳を通してその概念の流通または普及に拍車をかけていた。日本において1904年の『平民新聞』にしろ、1906年の『社会主義研究』雑誌にしろ、幸徳秋水と堺利彦による翻訳版『共産党宣言』では、下記のようにならざるも「農奴」が使われ、しかも英文対訳もついている。

- \* 希臘の自由民フリーマン (Freeman) と奴隷スレーブ (Slave), 羅馬の貴族パトリアン (Patrician) と平民プレビアン (Prebian), 中世の領主ロード (Lord) と農奴サーフ (Serf), 同業組合員ギルド、マスター (Guild-master) と被雇職人ジャーニーマン (Journey-man), 一言を以て之を掩へば圧制者と被圧制者,
- \* 古代羅馬には、貴族、騎士ナイト (Knight), 平民, 奴隷あり。中世には封建領主, 家臣ヴァッサル (Vassal), 同業組合員, 被雇職人, 徒弟アップレントイス (Apprentice), 農奴あり。
- \* 夫れ中世紀の農奴中より, 初代の都市に於ける特許市民は興起せり。而して是等市民中より, 紳士閥の第一要素は発達し来る。
- \* 例へば農奴制時代に於ては, 農奴も亦其市邑の公民と為るを得, 封建の専制治下に於ても, 小町人が紳商と為るを得たり。

『共産党宣言』の出版はロシアの農奴解放前なので、ここに出ているこの4例は、全部それ以前のヨーロッパの状況について言っている。日本語訳において、「農奴」だけでなく、「農奴制」も使われていて、1901年にまだ「農奴の制」という表現しかなかったのに比べて、1904年のこの訳は明らかに固定した三字語と見なしてもよからう。

中国語版『共産党宣言』が上記の日本語版から訳されたことについて拙稿(2006)はすでに詳述しており<sup>6)</sup>、中国における「農奴」「農奴制」という語の流布は、その翻訳と伝播と切っても切れない関係がある。はじめて日本語から訳されたのは在日中国人の編集した雑誌『天義』(1908)においてだった。たとえば、上記の最初の日本語文を厳密に次のように訳していた。

\* 希臘之自由民與奴隸，羅馬之貴族與平民，中世之領主與農奴，同業組合員與被雇職人，蔽以一言，則均压制者與被压制者之階級。

1919年2月河上肇は自分の主宰する『社会問題研究』第二冊に「マルクスの社会主義の理論的体係(二)」一文を載せ、『共産党宣言』の冒頭部分を次のように引用した。

\* 総て過去の歴史は階級争闘の歴史である。(希臘の)自由民と奴隸，(羅馬の)貴族と平民，(中世の)領主と農奴，同業組合の親方と職人，簡単に言へば压制者と被压制者とは古来常に相反目して，

この文章もすぐさまに淵泉<sup>7)</sup>によって中国語に訳され、「馬克思的唯物史観」という題で『晨報』に載せてから、さらに1919年5月『新青年』第6巻第5期に転載し、「この一文は日本のマルクス研究の大家たる河上肇が著したもので、簡潔明瞭にして、価値あるものとして、ここに訳し出

6) 陳力衛(2006)「『共産党宣言』的翻譯問題」『二十一世紀』第九十三期，香港中文大學，2006.2

7) 楊紀元は「“淵泉”不是李大釗的筆名」(『党史研究資料』1987年第10期)に、陳溥賢(別名溥生)の同時代人梁漱溟の回顧録に「“淵泉”はつまり陳溥生で、福建人であり、『晨報』の責任者だった。」と語っていた。

し、研究の資料とする。」と、編者の言葉までつけて次のような対訳をしていた。

\*一切過去の歴史、是階級闘争の歴史。自由民和奴隸、貴族和平民、地主和農奴、同業組合的頭兇和工人、簡單説来、压制者和被压制者、従古以来、是互相反目的。

河上肇の思想学説などを、最初に中国へ紹介したのは北京大学教授の李大釗だと言われている。面白いことに李大釗の署名文章「我的馬克思主義觀(上)」も同じく同号の『新青年』に載せてあり、ここで両者の異同を比較することができる。

\*凡以前存在的社会的歴史都是階級競争の歴史。希臘的自由民與奴隸、羅馬的貴族與平民、中世的領主與農奴、同業組合的主人與職工、簡單的説、就是压制者與被压制者、自古以来、常相反目、

両者の区別が明らかである。河上肇の日本語原文には括弧つきの連体修飾語(希臘の)(羅馬の)(中世の)があるものの、『共産党宣言』のドイツ語版と英語版はいずれもこうした修飾語を付け加えていない。ただし、最初の日本語訳、1904年『平民新聞』も、1906年『社会主義研究』も直接英語から訳されたにもかかわらず、この三つの連体修飾語を訳文に入れている。河上肇は当然この二つの翻訳を読んだことがあるだろうし、或いは原文理解を助けるために、括弧入りで引用している。上文に示される通り、李大釗の訳文は少なくともこの一連の対比文の前に「希臘的」「羅馬的」「中世的」といった時代限定の修飾語を付け加えている。対して淵泉の翻訳の中で、あるいは原文を参照したか、原文尊重の姿勢をもってこういった時代的修飾語を付け加えていなかった。その結果、本来歴史的叙述としてのこの三つの対比部分において、西洋史背景欠乏の中国語コンテキストの中では現時社会に存在する対立としてとらえられかねない。少なくとも歴史知識を欠く人からみれば共時的現象と混同しやすくなるものであろう。それ以後のすべての中国語訳にはこの三つの時代修飾語が見られなくなっ

「農奴」概念の成立と展開

李沢彰 1919	自由民和奴隸，貴族和平民，地主和農奴，同業組合の頭目 and 工人，簡單的說，就是壓制者和被壓制者，自古以來，老是立於反對的地位，
陳望道 1920	自由民 (Freeman) 和奴隸 (Slave)，貴族 (Patrician) 和平民 (Plebeian)，領主 (Lord) 和農奴 (Serf)，行東 (Guild-master) 和傭工 (Journey-man)，總而言之，就是壓迫階級和被壓迫階級，
華岡 1932	自由民 (Freeman) 和奴隸 (Slave)，貴族 (Patrician) 和平民 (Plebeian)，領主 (Lord) 和農奴 (Self)，行東 (Guild-master) 和傭工 (Journey-man)，總而言之，就是壓迫者和被壓迫者，
成仿吾，徐冰 1938	自由民與奴隸，貴族與平民，領主與農奴，行東與幫工，一句話，壓迫者與被壓迫者，總是處在互相的經常的對立之中
陳瘦石 1943	自由民與奴隸，貴族與平民，領主與農奴，行東 (Guild-master) (註三) 與舊工 (Journey-man)，質言之，即壓迫者與被壓迫者，無日不站在相反地位，
博古 1948	自由民與奴隸，貴族與平民，地主與農奴，行東與雇工，簡單說，壓迫者與被壓迫者，總是處在彼此的永久對抗中，
莫斯科本 1950	自由民與奴隸，貴族與平民，地主與農奴，行東與幫工，簡言之，壓迫者與被壓迫者，始終是處於互相對抗的地位，
注音本 1958	自由民與奴隸，貴族與平民，地主與農奴，行東與幫工，簡言之，壓迫者與被壓迫者，始終是處於互相對抗的地位，
編訳局本 1964	自由民和奴隸，貴族和平民，領主和農奴，行会師傅和幫工，一句話，壓迫者和被壓迫者，始終處於相互對立的地位，

た。この部分の中国語訳を時代順に見比べよう（上表）。

今度は、日本語版の「領主と農奴」に対する訳（下線部）が上記の欄内において変化しているのに気づくだろう。前出の1908年『天義』訳と陳望道1920年訳、さらに陳瘦石1943年訳までは一貫して原文通りの「領主と農奴」と正確に対訳しているが、1919年5月『新青年』淵泉訳と李沢彰1919年訳及び博古1948年訳以降、すべて「地主と農奴」の対立に訳している。特に1950年モスクワ訳もこの訳を採用したことで、1958年文字改革委員会出版の注音本『共産党宣言』もこの訳を継承している。

この改訳には二つの可能性が含まれる。一つは中国語には「領主」という語はなく、「地主」<sup>8)</sup>をもって代替しようとする。二つめはロシア版の помещик という語自身に地主の意も含んでいるから、1950年モス

クワ版では「地主與農奴」と訳されたわけである<sup>9)</sup>。この種の改訳の結果は、本来ヨーロッパの事物を描写するところを、直接中国社会へ持ち込み、理解しやすくすることができる。即ち土地革命を原動力とする中国革命において、「地主と農奴」という階級対立を掻き立て、両者の対立を尖鋭化させることで、「地主」を打倒の対象として陥れて、「農奴」をより中国の現実に近づけようとする狙いが見え隠れする。この両者の対立的な位置づけによって「農奴」という語の意味も中国語の世界で一般化し、農民より悲惨な立場に仕立て上げることに成功している。

しかし、中国で現在通用している人民出版社の編訳局本ではまた旧訳の「領主與農奴」に立ち戻ってきた。いつ、直されたのだろうか。管見の限り、中国における土地改革後の1964年9月第六版からであった。この訳本は1959年ドイツ語版に準拠しその他の外国語版と各種中国語訳を参考にし、新たに校正修訂を行ったもので、後に1972年『マルクス・エンゲルス選集』中文訳第一版に収録していった。1978年訳は依然として1964年訳を援用し、最初は1978年中共中央党校編『マルクス・レーニン著作と毛沢東著作選読』（内部発行）に採用され、1992年に人民出版社から単行本として出された。

## 4. 「農奴」の意味拡大

### 4.1 日本語コンテキストにおける「農奴」

「農奴」の日本語における使用はおおよそ1900年前後に始まり、その後も使用し続け、1904年『読売新聞』に「露国土地負担額の加重」（明治37年8月24日）なる一文があり、「農奴解散」が用いられた。

- 
- 8) 「地主」という語も日本由来の可能性も否定できないが、社会の階級として押し上げたのは中国語のコンテキストにおいてであろう。
- 9) その後の中国語版は多く此版に依っている。たとえば人民出版社1953年・北京版において、「本書はモスクワ外文書籍出版局一九四九年に出された最新中文版により翻刻したものである」と、説明していた。

## 「農奴」概念の成立と展開

\* 当時即ち千八百五十九年に於て四億二千五百万<sup>るぶる</sup>留に達せしが後幾何もなく農奴解散の際右負債額ハ一時悉皆償却を了し、

同時に、前節で見たように、社会主義関係の資料とともに使用が増え始める。大正時代に入り、「農奴」に関する論文の数が増え、下記のタイトルで見られるように、ロシアに特化した事情として農奴解放後の情況を含め、特出していた。

\* 農奴解放を中心として観たる露西亞文明（昇曙夢、『科学と文芸』第1巻第1号、1915. 9. 1）

\* 露国の農奴解放に就て（ルロア、ポリュウ、『経済時報』1918. 11）

\* ツルゲエネフと農奴（『トルストイ研究』4-1、1919）

\* 農奴解放後に於ける露西亞の土地問題（吉川秀造、『経済論叢』23-3、1926. 9）

もちろん、それをロシア革命と関連させるものも多かった。

\* ロシヤは前には貴族と賤民の外に中等社会は殆んど無く、百姓は農奴として土地に附着し、土地と離る事を得ざる家畜の如きものなり。……大なるものとして特筆すべきは、一八六一年三月三日の勅令に依り農奴を解放した事である。當時農奴の数は全国に二千三百万人あつて、之を開放するに付き……遂に一八六三年迄に全国に涉りて殆んどその実行を了つた。就中帝室領に於ては、農奴解放は同じく一八六三年何等の報酬を求めずして農奴に其土地を下附した。（箕作元八「最近露西亞革命の由來」『太陽』1917. 5）

\* 革命の影響は欧州列国に於て第三階級に属する平民に自由を與へ又た農奴を解放して国民皆平等に個人としての権利を認めらる様になつた（浮田和民「欧州戦乱と民主政治の新傾向（第一）」『太陽』1917-13）

ロシア革命後、ロシアに対する関心が高まり、1920年代以降、マルクス・レーニンの著作が次から次へと日本語に翻訳されるにつれて、日本の

歴史学者たちは王政復古史観と皇国史観に対して、日本歴史の発展過程を普遍的世界史の発展の一環として把握しようと努力し始めた。要するに経済史の概念として、欧州経済史学における広義の農奴制概念を参照しつつ、その日本での形成を考えはじめた。即ち、第一に、土地所有者が自給的な封建領主だという前提であり、第二に、前近代地主制・近代寄生地主制も農奴制の概念の中で考慮すべきだということである<sup>10)</sup>。

その後、下記のように、日本というコンテクストにおいて「農奴制」の問題を議論し始めたわけであろう。

1924「日本の封建農奴」(有元英夫、『中央公論』39-11)

1928「日本歴史に於ける奴隷、農奴及び賃銀奴隷」(白柳秀湖、『社会科学』)

1930「維新革命に於ける農奴解放」(山岸信雄、『プロレタリア科学』2-5, 6, 7)

実際に、日本でも地主が農地を所有し、佃戸が耕作し地主に納める形をとってきた。真っ先にこの制度に宣戦布告したのは作家の有島武郎であり、文学者として、彼はむろんトルストイが自分の農園で実施した農奴解放の種々の措施を知っているだろう。だから、父親所有の農場を相続してから、自分自身が農民搾取の地主となったことで、良心上の不安を感じなくなった。大正11(1922)年7月彼は北海道(旧狩太村)で農場解放を宣言し、自分所有の土地を農民に分け、住宅をも農民に住ませた。当時の『小樽新聞』大正12年5月20日、21日(9817号、9818号)もこの件を報道したが、中には「農奴」という語は使っていなかった。ただ「農地解放」または「土地解放」を使っただけである。彼自身の言葉で言えば、「私の土地解放は時代の思想に伴って行つたもので将来漸次土地が解放される前兆とも見るべき」というのであった。

---

10) 『國史大辞典』「奴隷制」(河音能平執筆)

中里介山の1938年以降発表した小説『大菩薩峠 農奴の巻』の中にも日本にはもともと農奴がないことに触れていた。

\* 事実、日本には農民はあるが、農奴というものはない。内容に於て、史実なり現実なりをただしてみれば、それは有り過ぎるほどあるかも知れないが、族籍の上に農奴として計上されたものは、西洋にはいざ知らず、日本には無いはずであります。

農奴制という実体への対応がない分、日本語における「農奴」という語は字面通りの解釈で先走りになり、つまり最も底辺に生きる貧乏人を意味しがちになる。たとえば、記者茅原華山はその『新動中静観』（東亜堂書房、1913）においてわざわざ「農奴、工奴、商奴」という一節を設けて、日本人が統治者への従順性を嘲った。

\* これは農民でなくして農奴、工民でなくして工奴、商民でなくして商奴でなくして何だ、大将に率かれて城壕の埋草と為るのが日本人民、否、日本人奴の天職であらう。

ここでは「民」をもって自主性を表し、「奴」をもって受動的を表すことで対比を行い、「奴」たるものの悲哀を突出させた。つまり「農奴」をもって最底辺の農民を意味するようになってしまう。1914年には久米正雄の句作「農奴の心」もそうだし、続いて1924年の木村靖二『飢えたる農民』（二松堂書店、大正13）ではまさに「農奴制に泣く」を題にし、具体的に岡山県児島郡藤田村における地主と佃農の間での闘争を描いているものであった。

\* 岡山県児島郡藤田村は農奴制とまで言われてゐる錦、都、高崎、大曲の四区に分れその内都区の二百二十町歩が昨十二年二月争議の地となった。

プロレタリア文学の代表作の一つとして、葉山嘉樹の小説『海に生きる人々』（1926）にはすでに賃銀労働者の苦労を奴隷や農奴と比喻していた。

\* われら、賃銀労働者も、奴隷のように、農奴のように、われらの子

孫をしてこぶし拳を握らしめないであろうか。それは、人間の力をもっては、意思の力をもってしては、いかんともなし難いところのものであるか。

同じころ、喜田貞吉は「融和問題に関する歴史的考察」(1928)のなかで苦しい農民の意に使われていた。

\*幸いに農家に雇われて、自身耕作に従事しましても、それはやはり働かせてもらって、生きさせてもらっている訳ですから、農奴ともいうべきものでありました。

同じプロレタリア文学の作家小林多喜二がブルジョアになりつつある地主と悲惨な農民、小作農の状況を描いていた小説『不在地主』(1930)もこの時勢に合わせて発表された。さらに「農奴の夢」と題する長篇叙事詩(石井安一作、昭和3年2月1日、文芸戦線、5-2、2月号)と、「農奴の要求—北海道蜂須賀農場の小作人へ—」(今野大力作、昭和5年3月1日、文芸戦線、7-3、3月号)とが同じくこの時代に抑圧階級による搾取への批判の声であった。たとえば、後者の、

\*雪に埋れ  
吹雪に殴られ  
山脈の此方に  
俺達の部落がある  
俺達は侯爵農場の小作人  
俺達は眞実の水呑百姓  
俺達の生活は農奴だ!

この詩において、「小作人→水呑百姓→農奴」という一連の対比から言葉を深化させていく。最後の「農奴」は最底辺に生きる人々の自己アイデンティティの主張であり、最も搾取された人の比喩的表現である。今日に至っても、次のような表現に出くわす。

\*それまでは、農奴のように働いていましたから、勉強だけして生き

## 「農奴」概念の成立と展開

ていられる生活が天国みたいに感じられました。(「私が学問に目覚めた時」法学部教授・蒲島郁夫, 東大教養学部進学情報センターシンポジウム 2002. 4. 26)

こう書いた作者は戦後生まれで、当時東京大学法学部部長の身分であり、しかも二年後の 2004 年に『運命 — 農奴から東大教授までの物語』(三笠書房) という単行本まで出版した人である。書名からわかるように農奴から東大教授まで上り詰めたサクサストーリーで、当然ここの「農奴」の使い方は最底辺に生きる艱難辛苦の人とみなしていたであろう<sup>11)</sup>。

### 4.2 中国語コンテキストにおける「農奴」

前述したように、中国には本来「農奴制」がなければ、「農奴」もない。『中國文化史新編』によれば、

中国無農奴：中国並無如欧州中世乃至近代俄国之「農奴」。蓋自遠古至上古，農村聚族而居，耕種者皆親戚家人。即合賣田賣身為奴婢，不過為富貴家之私用奴僕，且得贖身自由，而非大地主或封建主之世襲的農奴（中国には元來農奴というのがない。したがって中世ヨーロッパ乃至近代ロシアのような「農奴」がない。上古までは農村では同族が集まって居住し、耕す者はみな親戚同士である。田を売り、身を売った奴婢は豪族の私用の奴僕となり、かつお金で自由の身を買取ることができるから、大地主あるいは封建領主の世襲的な農奴ではない<sup>12)</sup>。

しかし「農奴」という新しい概念の発生と使用につれて、特に前節に触れていた通り、『共産党宣言』の伝播によって、本来欧州中世紀の概念に属するものを、中国の現実社会に持ち込んできて、「地主と農奴」の二分法で時間・空間を超越した階級的対立関係が確立された。

1927 年 1 月 15 日の『民国日報』には広東「省政府命令解放奴婢」一文

---

11) 今は熊本県知事を務めている。

12) 謝澄平『中國文化史新編』第 1 卷、青城出版社、1980

が載せてあり、「奴」も「婢」も解放すべきだけでなく、「農奴」をも解放すべきだと主張している。曰く、

＊今本省早告統一、已入訓政時期、凡福国利民之政、自宜及時施行、力求貫徹。近查各属地方、於蓄奴婢之外、尚有仍存奴制者、服勞給事義務無限、而其性命財產、則皆操之於主人、且奴之子常為奴、永受鉗束、無恢復自由之望、名曰義男、或曰家生、實則世奴而已。民国成立、人民平等、載在約法、階級制度、久已廢除、封建旧習、既不復存、何得尚有主奴之制? 最近省政府已有禁止高要県沙埔東郷農奴之令、似宜推行全省。

同紙面にある孫科、陳樹人、宋子文、李濟深、甘乃光署名の「修正解放奴婢辦法條例」第二条には、「各郷村農奴、或称義男、或称家生、应一律恢復自由、解除主奴名義。」とあり、ここでいう「農奴」は「義男、家生」とともに、人身買売のできる奴僕と見なされるので、解放の対象になっている。こういった措施を実施する時代背景は、すなわち「民国成立に際して、人民平等という約束が条文化され、階級制度も廃止して久しい。封建的な旧習がすでに存せず、どうしていまさら「主」と「奴」の制約があったか」という大義名分があって、これも世界的な奴隷廃止の流れと軌を一にしようとする現れであろう。

ただ、この「農奴」は一方では新しい概念と意味を受けながら、もう一方では「農村的」という字面の意味に偏っている。いわゆる近代「農奴制」の下での「農奴」概念からずれていて、中国語コンテキストにおける伝統的な奴婢に含まれる、一種の拡大解釈と見てよからう。

20世紀前半の中国社会において、同じく農民問題、土地問題を扱う論が増えてきた。たとえば、『晨報』(1927.7.29)には「赤白左右問題 国民革命之三條路 右轉的路 不當走不肯走 左轉的路 不必走不能走 唯一生路 三民主義之路」とあり、左右の道より、孫文の三民主義を歩むのが唯一の道とする論調があった。同じ趣旨が顧孟餘の「中国農民問題」(『前進』1928)

では、

土地問題について、孫文は「平均地権」「耕者有其田」と平和と合法的な土地改革政策をもって中国における土地配分の問題を解決しようとしたが、共産党の農奴解放と封建制度打倒などのほうで土地問題を解決しようとするやり方に反対していた。

中国には農奴がない。中国の農民には田畑を守る義務がない。脅迫的な苦役がない。ゆえに中国には封建制度がない。中国の農民問題ないし土地問題はほかの性格を持つものだ。……ここでまず明らかにすべきなのは、中国の農民問題と土地問題は、絶対に封建制度打倒というスローガンのもとで解決されるものではない<sup>13)</sup>。

とあり、国民党にいる著者は共産党の「土豪打倒、田地を分けよ」という方針に真っ向から対立している。

理論上から農奴制を裏付けるのは著名なマルクス主義哲学者、中国共産党第一回大会の代表なる李達であって、彼は「農奴制」について次のように書いている。

\*「第三期為農奴制度盛行之時代，農奴制度較之奴隸制度稍為和緩，就其模範的形式言之，凡屬農奴，每一星期得以數日耕種其向地主租種之土地，所得之農產物歸一己所有，其與奴隸之狀態不同。……但農奴因租種地主土地之故，每一星期必以數日為地主服役，而從事義務勞働，其被他人掠奪其剩餘勞働，則與奴隸相似。」……「…至奴隸制度之所以能緩和而變成農奴制度之原因，則因奴隸之勞働不靈敏不熱心之故，為增進生產力計，不能不改良其境遇，使為奴隸而業農者亦得以其一部分之勞働力獨立生活也。……初期國家為貴族階級支配奴隸階級之政治組織，封建國家為封建階級支配工商農奴之政治組織，代議國家為有產階級支配無產階級之政治組織，勞農國家為無產

13) 「中国農民問題」『前進』第1卷第4期(1928年7月) pp. 1-11～第6期(1928年8月) pp. 1-11

階級支配有産階級之政治組織，此政治組織與階級之歴史的關係也。」  
(『現代社会学』第10章，崑崙書店，1933)

ここでは「奴隸制」との違いを含めて「農奴制」の解釈を行うとともに、すでにエンゲルスの『家族，私有財産および国家の起源』で指摘された文明期に「三大搾取形式」<sup>14)</sup>において「農奴」を階級的観念としてとらえている。もちろん，遡って『晨报』(1919.9.19)に載せた「現代社會改造論(続)」にも「奴隸，農奴，工錢労働」の三段階のキーワードがすでに使われていた。以下の二例も同じである。

\* 在封建制度之下，広大的土地，都掌握在封建領主手里；封建領主，不仅是凭着自己所掌握的土地，而且還凭着超經濟（經濟外的權力的強制）的權力来剝削農奴或農民。（鄧初民『世界民主政治的新趨勢』華夏書店，1947.8.1）

\* 奴隸占有制的生産方式產生奴隸主和奴隸階級，封建主義制的生産方式產生封建主和農奴階級，資本主義制的生産方式則產生資產階級和無産階級。（張香山『階級和階級闘争』中国青年出版社，1956.12）

国民党と共産党両党は後に敵視し合っていて，たとえば共産党の機関紙『人民日報』（1948年10月1日）では国民党の閻錫山の支配する山西省を，「新農奴社会」と名付けて次のように批判していた。

\* 新農奴社会之一角——記閻匪統治時的晋中農村。閻匪对人民掠奪是没有止尽的。在閻匪所謂「建立鉄村完成鉄政」的血腥統治下，人民的任務只有一个——当農奴。從晋中戰役開始，這些農奴們的悲

---

14) 「奴隸制は文明時代にはいってもっとも完全な展開をとげたのであるが，この奴隸制とともに，搾取階級と被搾取階級とへの社会の最初の大分裂がはじまった。この分裂は全文明期を通じてつづいた。奴隸制は最初の，古代世界に固有な搾取形態である。これにつづいて，中世には農奴制，近代には賃労働があらわれる。これが，それぞれ文明の三大時代の特徴をなす隷属の三形態である。文明には，公然たる，また最近では粉飾された奴隸制がつねにともなっているのだ」（『マルクス・エンゲルス全集(21)』大内兵衛，細川嘉六訳，大月書店，1971年，229頁）

残命運開始終了了。

この中で、閩の支配下にある「人民」を「農奴」と表現し、解放者としての視点から「まもなく農奴たちの悲惨な運命が終わるだろう」と結んでいる。

両党の領袖はともに「農奴」を使って各自独特の解釈を加えたり、あるいは台湾海峡を挟んでお互いに罵り合ったりしていた。台湾中央研究院近代史研究所で公表された『総統蔣公大事長編』（1952年6月30日）によれば、

\* 中共為仿倣其俄国主子，將農民變成農奴，已採取第一个步驟，開始農業集体化。

と、蒋介石が中国共産党による農業の集団化政策について、「主人たるロシアを見習い、農民を農奴に化していた」と痛烈に批判した。一方、大陸にいる毛沢東が1959年6月作った詩「七律・到韶山」は、

\* 別夢依稀甌逝川，故園三十二年前。紅旗卷起農奴戟，黑手高懸霸王鞭。為有犧牲多壯志，敢教日月換新天。喜看稻菽千重浪，遍地英雄下夕煙。

となっている。人民文学出版社の『毛主席詩詞』（1963年12月版）の解釈によれば、毛沢東が1959年9月13日に胡喬木宛の書簡にはこの詩にある「霸王」が蒋介石を指し、この一句はあの時期の階級闘争、全体としてこれまで蒋介石との32年間の闘争の歴史を書いているという。その詩の注釈では、「農奴とは、本来封建時代において農奴主に隷属し、人身自由のない農業労働者をさす。ここでは1949年以前の奴隷的な苦役を強いられた貧しい農民を指す。すなわち階級分化を強調する一種の表現である。」という<sup>15)</sup>。これも「農奴」という語の意味変化はまさしく日本語のそれと同じ歩調を合わせている、ともに圧迫される貧しい農民をさしているのが

15) 原文：「本指封建時代隷屬於農奴主，沒有人身自由的農業労働者，此处借指旧中国受奴役的貧苦農民。亦即強調階級分化的一種表現。」

わかる。しかし、最も重要で本音が出たのは最後のところ、いわばこの「農奴」の使い方は、「階級分化を強調する表現」であろう。

## 5. 「農奴」「農奴制」概念の中国的特化

中国において、「農奴」「農奴制」という語は二十世紀に入って絶え間なく新聞雑誌をにぎわせてきたのはやはり農民問題の重大さに起因していると思われる。そして日本と似ているように、「農奴的歌」(『綏遠西北日報』1935. 12. 20)や「荒園裏的歌」(『綏遠西北日報』1936. 2. 22)など文芸的な作品の中で「地主と農奴」の対立を描くことで、社会的、階級的にもっともひどい位置にある「農奴」のイメージを強化させることができた。1940年以降、中国における少数民族地域の現状に照らして「農奴」を使うことが増えてきた。

\* 富豪手中鞭 農奴身上血 (『中央日報』貴陽, 1940. 5. 2)

\* 西康の「農奴」「牧役」生生辛苦世世貧蹶 受大地主剝削無所自奉 (『河北日報』1940. 5. 9)

大陸で中国共産党が政権を樹立してから、いわゆる原始社会→奴隸制→封建制→資本主義→社会主義へと発展するスターリンの「世界史の基本法則」に沿って、「農奴制」を封建社会の代表格として批判するようになった。1957年8月26日付けの『人民日報』では、「摧毁了封建農奴制度的枷鎖 四川藏彝農民走上合作化道路」というタイトルで封建的農奴制の足かせを打破したのとして四川省のチベット族と彝族の農業集団化を褒め讃えていた。

『現代漢語詞典』(修訂本, 1983)には「農奴」の解釈を「封建社会中隸屬於農奴主或封建主的農業生產勞働者。在經濟上受剝削, 沒有人身自由和任何政治權利。」としている。つまりこの語の用法は封建社会に限定している。『辞海』(1979)で「農奴制」を解釈する時も、

\* 中世紀時, 農奴制在欧州各国占主要地位。随着商品經濟的發展, 特

別是由於農民暴動和大規模的起義，農奴制漸趨解体。十五世紀時，歐洲多數國家基本上廢除了農奴制；在中歐和東歐許多國家，到十九世紀中葉才廢除。中國西藏地區，於1959年實行民主改革時，徹底消滅了農奴制。

とあるように、農奴制の定義に続いて、世界史からみればヨーロッパでは19世紀半ばになってようやく廃止されたことをふまえて、最後に中国のチベットにおいても農奴制があり、1959年に徹底的に廃止されたものだという。

確かに實際上、中国のメディアにおいて1959年が「農奴」の使用率が高くなる年となる。『辞海』の記述した通り、この最後の「農奴制」廃止を高々に掲げることによって、中央政府のチベットに対する強制的な土地改革と社会改革を実施することを正当化させ、「農奴」という語も名実ともにそれ相応の使い場を得ているように見受けられる。たとえば、

- \* 西藏農奴制度下的酷刑。為了鞏固農奴制度，維護少數人剝削多數人的特權，原西藏地方政府規定了許多殘酷的刑罰。（『人民日報』1959. 4. 30）
- \* 在這種制度下的大小封建土地，在世界史上稱為「領地」，領有的人稱為「領主」，被領主壓迫剝削的稱為「農奴」。（東世「西藏社會性質的分析」『學術月刊』上海人民出版社，1959. 6）
- \* 在西藏黑暗的農奴制度下，農奴主給農奴定的勞動紀律是極嚴格，極殘忍的。（左其焯，孫曉泉『論民主·自由與平等』中國青年出版社，1959. 9）

世論もこの論調に附合していき、「翻身農奴把歌唱」という讚歌の普及と映画「農奴」の上演をもって更に「百万農奴翻身解放」という時代の主旋律を際立てようとした。その結果、「農奴」または「農奴制」は1959年に降チベットに専用されるラベルとなり、チベットを指す特化的な語彙となってしまった。対して、チベット以外の中国農民についてはこれによ

ためてたく「農奴」という呼び名から徹底的に解放されたことになった。

## 6. おわりに

「農奴」以外に、中国語に「～奴」による語構成が多くの言葉を産出させている。昔ながらの「奴才、奴僕、奴婢、家奴」のほかに、近代以降の新語「洋奴、黒奴、女奴、性奴、亡国奴、守財奴」も次から次へと出てきて、さらに臨時一語として、

\*但罵他人為美奴，英奴與日奴，而不知其本身已完全成為一俄奴矣。  
のように、外国の名前(美=アメリカ、英=イギリス、日=日本、俄=ロシア)の後ろに「奴」をつけることによってその国のために尽くす売国奴という意味になる。現代になっていわゆる人的支配から物的支配による造語が増えている。たとえば、「車奴(マイカーローンに追われる人)」「房奴(住宅ローンに苦しめられる人)」あるいは「網奴(ネット中毒者)」「卡奴(カードローンに陥った人)」など、同じく自主性が失われた個人を指すが、しかし、以前のような受け身的な「～奴」に比べて、こうした経済的圧迫下の生活も、人をしてある種の奴隷的な抑圧さえ感じさせれば、「～奴」の使用が可能なのである。当然、こういった物質的な追求をしてやまない「～奴」は自分自身を指すことが多いので、これも一種の自嘲と見なすことができよう。

### 【参考文献】

- 中村哲『奴隷制・農奴制の理論—マルクス・エンゲルスの歴史理論の再構成』  
東京大学出版会、1977. 4  
クリュチェフスキー著、土肥恒之訳『ロシア農民と農奴制の起源』未来社、  
1982. 6  
李慶「也談「内藤湖南的‘唐宋变革論’」『海外典籍與日本漢學論叢』中華書局、  
2011. 9